

岩手県医療局管理規程第10号

医療局企業職員給与規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和8年5月29日

岩手県医療局長 吉田陽悦

医療局企業職員給与規程の一部を改正する規程

医療局企業職員給与規程（昭和35年岩手県医療局管理規程第9号）の一部を次のように改正する。

改正前			改正後		
別表第3（第5条関係）			別表第3（第5条関係）		
種類	支給を受ける者の範囲	手当の額	種類	支給を受ける者の範囲	手当の額
[略]			[略]		
特殊診療	[略]		特殊診療	[略]	
手当	(3) [略]	[略]	手当	(3) [略]	[略]
				(4) <u>医療局長が定める手術の業務に従事した医師である企業職員のうち医療局長が定める者</u>	<u>勤務1回につき34,100円の範囲内で医療局長が定める額</u>
[略]			[略]		
備考 改正部分は、下線の部分である。					

附 則

この規程は、令和8年6月1日から施行する。